

【前期 第10問】

教団の信者であった被告人 X は、教団の信者であったが教祖や幹部の言動や教団施設での病気の治療方法に疑義を抱き教団からの脱退を計画している Y に誘われ、同人と共に、教団の施設内で病気治療中の X の母親 W を同施設から連れ出そうと考え、同施設内に侵入し W を運んでいる途中で X・Y は教団信者らに見つかり取り押さえられてしまった。その後、両者は両腕をロープで結ばれ、ガムテープで口を塞がれるなどしたうえで X と Y はそれぞれ別の部屋へ運ばれた。X は教団幹部に取り囲まれ殴る蹴る等の暴行を受け全治 10 日の傷害を負ったところ、教団代表者であった G から「お前は家に帰してやるから心配するな。ただ、条件がある。」「お前が Y を殺さなければお前も殺すことになる。どうする。」などと言われた。この時点で X は、Y 殺害を拒んだとしても、ただちに X が殺害される危険性まではないだろうと感じたが、あくまでも Y 殺害を拒否し続けたならば、X 自身も殺害される状態にはあるだろうと考えた。そのため、X は Y を殺害しさえすれば、自分は無事にこの場から解放されて自宅に戻れるものと考え、Y の殺害を決意した。X は G らと共に謀のうえ、扉が外から施錠がなされており内側からは解錠できないもののみで、また敷地外に面した窓のある 3 階の部屋において、両腕をロープで結ばれ目隠しをされた Y の首にロープをかけその一方を両手で持ち他方を右足にかけて絞めはじめたが、命の危機を感じた Y が暴れたところ Y の両腕の拘束をしていたロープと首にかけられていたロープが緩んだため Y は X を突き飛ばした上、部屋にあったゴルフクラブで X の頭部を殴打し頭蓋骨陥没骨折等の傷害を負わせ窓から逃亡した。

X、Y の罪責を論ぜよ。

尚、本問において住居侵入罪(刑法 130 条)は検討しないこととする。

参考裁判例：東京地裁平成 8 年 6 月 26 日判決